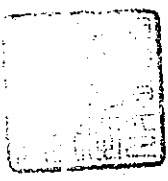



環境安全協定書

葉山町、横須賀市（以下「甲」という。）及び湘南国際村運営管理組合、上山口町内会、湘南国際村町内会（以下「乙」という。）と総合研究大学院大学（以下「丙」という。）は、総合研究大学院大学葉山キャンパス（以下「葉山キャンパス」という。）における教育研究活動に伴って生じる公害及び災害事故を未然に防止し、地域住民の安全と健康を守り、生活環境を保全するため、次のとおり協定を締結する。


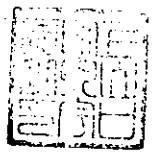

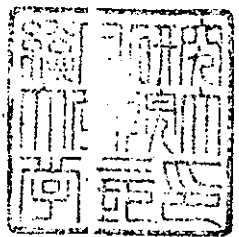
（基本的責務）

- 
- 第1条 丙は、公害及び災害事故防止（以下「環境安全」という。）関係の諸法令及び条例、要綱、指針等を遵守するとともに、この協定に定める事項を誠実に履行するものとする。
 - 2 丙は、環境安全対策を積極的に推進するとともに、これらに関する防止技術の向上に努めるものとする。
 - 3 丙は、神奈川県（以下「県」という。）及び甲の実施する環境安全に関する諸施策に積極的に協力するものとする。

（環境安全管理協議会）



第2条 丙は、次の各号に掲げる者で構成する総合研究大学院大学環境安全管理協議会（以下「協議会」という。）を葉山キャンパス内に置く。

- 
- (1) 甲
 - (2) 乙
 - (3) 丙
 - (4) 県職員
 - (5) 学識経験者
- 2 協議会は、構成員の発議により議長が開催する。
 - 3 協議会は、次の事項について協議、検討するものとする。
 - (1) 環境安全計画に関する事項
 - (2) バイオテクノロジーの安全管理に関する事項
 - (3) 有害物質の範囲に関する事項
 - (4) 自己監視の結果に関する事項
 - (5) 事故時の対応に関する事項
 - (6) その他協定運用上必要な事項
 - 4 協議会について必要な規程は、別に定める。
- 
- 
- 

(環境安全計画)

第3条 丙は、毎年度、次の事項を内容とする葉山キャンパスに係る環境安全に関する計画（以下「環境安全計画」という。）を作成し、協議会で協議の上、甲に提出するものとする。

- (1) 環境安全組織の整備に関する事項
- (2) 化学物質の安全管理に関する事項
- (3) バイオテクノロジーの安全管理に関する事項
- (4) 大気汚染防止対策に関する事項
- (5) 水質汚濁防止対策に関する事項
- (6) 廃棄物対策に関する事項
- (7) 災害事故防止対策に関する事項
- (8) 地震対策に関する事項
- (9) 自己監視に関する事項
- (10) 化学物質の製造・保管・使用計画に関する事項
- (11) その他必要に応じて甲、乙、丙が協議のうえ定める事項

2 丙は、葉山キャンパスの教育研究活動では、放射性物質を使用しないため、放射性物質の安全管理に関する事項については、環境安全計画の対象から除く。

(環境安全組織の整備)

第4条 丙は、葉山キャンパスにおいて、環境安全に関する業務を総括管理する環境安全総括者及びこれを担当する環境安全担当者を選任するとともに、環境安全組織を整備するものとする。

(化学物質の環境安全管理)

第5条 丙は、葉山キャンパスで取り扱う化学物質の管理について、化学物質の適正な管理に関する指針（神奈川県告示第963号）を遵守するとともに、それに基づき自主管理マニュアルを作成するものとする。

2 丙は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に定める第一種特定化学物質については、使用しないものとする。

3 丙は、葉山キャンパスで使用しようとする化学物質について、あらかじめ安全性を審査するとともに、別表第1に掲げる物質は、回収措置を講ずる場合に限り使用することができるものとする。

(バイオテクノロジーの安全管理)

第6条 丙は、バイオテクノロジーに関する教育研究活動（以下「バイオ研究」という。）について、バイオテクノロジー関連指針等を遵守するとともに、それに基づき自主管理マニュアルを作成する。

2 丙は、バイオ研究に関する施設の増築及び大幅な改築については、あらかじめ協議会で協議するものとする。

3 丙は、別表第2に掲げるバイオ研究に係る施設からの系外への廃棄物及び排気については、排出防止の措置を徹底するものとする。

(大気汚染防止対策)

第7条 丙は、別表第3に掲げる化学物質を排出する場合は、適切な処理施設を設置するなど、その排出管理措置を講じなければならない。

(水質汚濁防止対策)

第8条 丙は、使用するすべての化学物質について地下浸透を行わないものとする。

2 丙は、別表第4に掲げる化学物質を使用する場合は、回収措置を講ずるものとし、回収が困難な場合は、適切な処理施設を設置するなど、その排出管理措置を講じなければならない。

(廃棄物対策)

第9条 丙は、廃棄物を自ら適正に処理処分するとともに、別表第1、第2、第3、第4に掲げる化学物質を含む廃棄物等を処理委託する場合は、処理処分に関する指示書及び承諾書(マニフェスト・システム)による委託を行うものとする。なお、指示書には、処理処分を委託する廃棄物の化学的性質を記載するものとする。

(災害・事故防止対策)

第10条 丙は、事故事例の収集に努め、事故の予測と解析を行うことにより、災害・事故が周辺地域に及ぼす影響を検討し、事故防止対策を講ずるものとする。

2 丙は、特殊材料ガスなどの高圧ガスを使用する場合は、適切な除外設備及び防火・消火設備を設置するなど、ガス漏えいに起因する災害について防止措置を講じなければならない。

3 丙は、定期的に事故を想定した教育訓練を行うとともに、訓練方法の改善や創意工夫に努めるものとする。

(地震対策)

第11条 丙は、大規模地震を想定して、施設の耐震性を確保するとともに、化学物質や生物材料の漏出防止対策及び火災・爆発事故防止対策に万全を期すものとする。

(騒音・振動防止対策)

第12条 丙は、防音及び防振に必要な施設等を設けるとともに、低騒音、低振動機器を利用するなど、騒音及び振動の防止に努めるものとする。

(悪臭対策)

第13条 丙は、適切な脱臭施設を設置するとともに、発生源対策を検討し、排出ガス量等を極力抑制するなど、悪臭物質の排出防止に努めるものとする。

(施設の維持管理)

第14条 丙は、定期的に葉山キャンパス内に設置した施設の保守点検を行い、特に環境安全関係の施設については、その維持管理に万全を期すものとする。

(自己監視)

第15条 丙は、法律及び条例等に規制基準のある物質については、そこで定める方法により監視測定を行うとともに、その記録を帳簿に記載し、3年間保存しておくものとする。

2 丙は、魚類の飼育により環境影響を常時監視するものとする。

3 丙は、第1項に定める前年度分の調査結果を毎年7月31日までに協議会に報告するものとする。

4 丙は、第1項に定める監視の結果、異常が認められた場合は、直ちに甲及び乙に連絡するとともに、原因調査等に必要な措置を講ずるものとする。

5 丙は、第1項に定める調査データを公開するものとする。

(事故時の措置)

第16条 丙は、事故等により環境汚染が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、かつその事故の復旧に努めるとともに、速やかにその状況を甲及び乙に報告するものとする。

2 甲は、前項に定める報告を受けた場合において必要と認めるときは、県に報告するとともに、その事故の拡大及び再発防止のための適切な措置をとることができる。

(立入調査)

第17条 甲又は乙は、この協定の範囲内において、丙に対して報告を求め、又は葉山キャンパス内の立入調査を実施することができる。

2 甲は、前項に定める調査について、必要と認められる場合は、県、乙並びに地域住民を同行することができる。

(違反時の措置)

第18条 甲は、丙が次の各号の一に該当する場合は、丙に対して施設の構造、施設の使用又は環境安全対策の改善を求めることができる。

(1) 第5条第2項、同条第3項、第6条から第9条までの規定に違反したとき。

(2) 環境汚染が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

2 甲は、丙が次の各号の一に該当する場合は、丙に対して実験機器運転の一時停止、または教育・研究の停止もしくは縮小を勧告することができる。

(1) 前項の改善の求めに応じないとき。

(2) 環境汚染が発生し、又は発生するおそれがあり、緊急な対策を講じる必要があるとき。

3 甲は、丙に対して改善を求めた場合は、速やかに乙にその内容を通知するものとする。

(苦情の処理)

第19条 丙は、乙又は地域の住民から、葉山キャンパスにおける教育・研究活動に伴う環境安全上の苦情を受けた場合は、ただちにその原因を調査するとともに、誠意をもって苦情解決のための必要な措置を講ずるものとする。

2 苦情の申出が甲又は県にあった場合も前項と同様とする。

(無過失責任)

第20条 丙は、丙の葉山キャンパスにおける教育研究活動に伴う公害及び災害・事故の発生により、地域住民の健康または財産に被害を及ぼした場合には、速やかにその加害原因を除去するとともに、故意または過失の有無にかかわらず、その損害について誠意をもって補償するものとする。

(諸調査への協力)

第21条 丙は、県及び甲が実施する環境安全に関する対策についての諸調査の実施に協力するものとする。

(秘密の保持)

第22条 甲及び乙は、原則としてこの協定に基づく届出、報告及び調査等により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(覚書)

第23条 この協定の実施に関して必要な事項は、覚書に定めるものとする。

(疑義の決定)

第24条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため本書6通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年 8月 26日

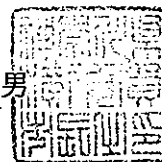
甲 葉山町長

守屋 大 光



横須賀市長

沢田 秀 男



乙 湘南国際村運営管理組合
理事長

角 田 義



上山口町内会長

磯 崎



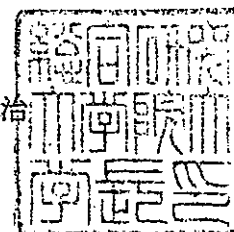
湘南国際村町内会長

吉 田 次 郎



丙 総合研究大学院大学長

廣 田 榮 治



平成13年7月6日
 総合研究大学院大学
 環境安全管理協議会決定

別表第1 回収を要する物質（第5条関係）

区 分	内 容
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 （昭和48年法律第117号）	・第二種特定化学物質 （別紙1に掲載）
神奈川県生活環境の保全に関する条例 （平成9年神奈川県条例第35号）	・カドミウム化合物 ・アルキル水銀化合物 ・有機リン化合物 上記化学物質は、葉山キャンパスでは、全て使用しない。
その他	・ジクロロエタン ・1,1,1-トリクロロエタン 上記化学物質は、葉山キャンパスでは、全て使用しない。



別表2 系外への排出に処理を要するバイオ研究（第6条関係）

事業区分	処 理 方 法
DNA組換えの作業	気体 活性炭吸着，紫外線処理，ヘパフィルターによるろ過処理。
	液体 オートクレーブによる滅菌後，中和処理，塩素消毒。
	固体 オートクレーブによる滅菌後，専門業者に処理委託（乾熱滅菌，ガス滅菌後，焼却処理も可）

別表第3 排出管理措置を必要とする化学物質（第8条関係）

区 分	化 学 物 質 名
大気汚染防止法 （昭和43年法律第97号）	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物 ・塩素，塩化水素 ・フッ素，フッ化水素，フッ化珪素 ・鉛及びその化合物 ・硫黄酸化物，窒素酸化物，ばいじん 上記のうち，葉山キャンパスではフッ素，フッ化水素及び窒素酸化物は使用する。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 （昭和48年法律第117号）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定化学物質 （別紙2に掲載）
神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成9年神奈川県条例第35号）	<ul style="list-style-type: none"> ・同施行規則別表第4の炭化水素系物質及び同施行規則別表第6の指定物質 （別紙3に掲載）
旧神奈川県化学物質環境安全管理指針	<ul style="list-style-type: none"> ・特定管理物質（旧） （別紙4に掲載）
上に掲げる物質以外の物質で，人の影響または，生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質	<ul style="list-style-type: none"> ・日本産業衛生学会の許容濃度の勧告値（注1）または，ACGIHのTLV-TWAが200 ppm以下の物質（注2） （別紙5に掲載）

注1) 日本産業衛生学会で提案する許容濃度等の勧告値

注2) ・ACGIH ----- American Conference of Governmental Industrial Hygienists

・TLV-TWA ----- Threshold Limit Value-Time Weighted Average

別表第4 排出管理措置を必要とする化学物質（第9条関係）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）で定める指定化学物質（別紙2に掲載）
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県条例第35号）第37条第2項に掲げる物質であって別表第1に掲げる物質以外の物質（別紙6に掲載）
旧神奈川県化学物質環境安全管理指針特定管理物質（別紙4に掲載）

別紙1 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定する第2種特定物質23点

葉山キャンパスでは使用しない。

別紙2 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定する指定化学物質
指定化学物質315点のうち、葉山キャンパスで使用する物質

1 クロロホルム

別紙3 「別表第4の炭化水素系物質及び同施行規則別表第6の指定物質」のうち、
葉山キャンパスで使用する物質

1 炭化水素系物質

- (1) ホルムアルデヒド
- (2) フェノール
- (3) キシレン

2 指定物質

- (1) フッ素, フッ化水素酸
- (2) アンモニア
- (3) 窒素酸化物
- (4) シアン化合物

別紙4 特定管理物質200点のうち、葉山キャンパスで使用する物質

- 1 クロロホルム
- 2 ホルムアルデヒド
- 3 アクリルアミド
- 4 ジメチルホルムアミド
- 5 アセトニトリル
- 6 ギ酸
- 7 キシレン

別紙5 葉山キャンパスで使用する日本産業衛生学会の許容濃度の勧告値または、ACGIHのTLV-TWAが200 ppm以下の物質

- 1 アセトン
- 2 アンモニア
- 3 一酸化炭素
- 4 塩酸（塩化水素）
- 5 クロロホルム
- 6 酢酸
- 7 フェノール
- 8 フッ化水素
- 9 ホルムアルデヒド
- 10 メタノール
- 11 トリフルオロ酢酸
- 12 リン酸（ナトリウム塩）
- 13 ホルムアミド
- 14 塩化アンモニア
- 15 アセトニトリル
- 16 トリクロロ酢酸
- 17 キシレン
- 18 ギ酸

別紙6 別表第1に掲げる化学物質以外の化学物質のうち、葉山キャンパスで使用する物質

- 1 フェノール類
- 2 フッ素及びその化合物

平成14年 7月 4日
 総合研究大学院大学
 環境安全管理協議会決定

別表第1 回収を要する物質（第5条関係）

区 分	内 容
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 （昭和48年法律第117号）	・第二種特定化学物質 （別紙1に掲載）
神奈川県生活環境の保全に関する条例 （平成9年神奈川県条例第35号）	・カドミウム化合物 ・アルキル水銀化合物 ・有機リン化合物 上記化学物質は、葉山キャンパスでは、全て使用しない。
その他	・ジクロロエタン ・1,1,1-トリクロロエタン 上記化学物質は、葉山キャンパスでは、全て使用しない。

別表2 系外への排出に処理を要するバイオ研究（第6条関係）

事 業 区 分	処 理 方 法
DNA組換えの作業	気体 活性炭吸着，紫外線処理，ヘパフィルターによるろ過処理。
	液体 オートクレーブによる滅菌後，中和処理，塩素消毒。
	固体 オートクレーブによる滅菌後，専門業者に処理委託（乾熱滅菌，ガス滅菌後，焼却処理も可）

別表第3 排出管理措置を必要とする化学物質（第7条関係）

区 分	化 学 物 質 名
大気汚染防止法 （昭和43年法律第97号）	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物 ・塩素，塩化水素 ・フッ素，フッ化水素，フッ化珪素 ・鉛及びその化合物 ・硫黄酸化物，窒素酸化物，ばいじん 上記のうち，葉山キャンパスではフッ素，フッ化水素及び窒素酸化物は使用する。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 （昭和48年法律第117号）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定化学物質 （別紙2に掲載）
神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成9年神奈川県条例第35号）	<ul style="list-style-type: none"> ・同施行規則別表第4の炭化水素系物質及び同施行規則別表第6の指定物質 （別紙3に掲載）
旧神奈川県化学物質環境安全管理指針	<ul style="list-style-type: none"> ・特定管理物質（旧） （別紙4に掲載）
上に掲げる物質以外の物質で，人の影響または，生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質	<ul style="list-style-type: none"> ・日本産業衛生学会の許容濃度の勧告値（注1）または，ACGIHのTLV-TWAが200 ppm以下の物質（注2） （別紙5に掲載）

注1）日本産業衛生学会で提案する許容濃度等の勧告値

注2）・ACGIH ---- American Conference of Governmental Industrial Hygienists

・TLV-TWA --- Threshold Limit Value-Time Weighted Average

別表第4 排出管理措置を必要とする化学物質（第8条関係）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）で定める指定化学物質（別紙2に掲載）
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県条例第35号）第37条第2項に掲げる物質であって別表第1に掲げる物質以外の物質（別紙6に掲載）
旧神奈川県化学物質環境安全管理指針特定管理物質（別紙4に掲載）

別紙1 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定する第2種特定物質 23点

葉山キャンパスでは使用しない。

別紙2 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に規定する指定化学物質

指定化学物質 315点のうち、葉山キャンパスで使用する物質

1 クロロホルム

別紙3 「別表第4の炭化水素系物質及び同施行規則別表第6の指定物質」のうち、葉山キャンパスで使用する物質

1 炭化水素系物質

- (1) ホルムアルデヒド
- (2) フェノール
- (3) キシレン

2 指定物質

- (1) フッ素, フッ化水素酸
- (2) アンモニア
- (3) 窒素酸化物
- (4) シアン化合物

別紙4 特定管理物質 200点のうち、葉山キャンパスで使用する物質

- 1 クロロホルム
- 2 ホルムアルデヒド
- 3 アクリルアミド
- 4 ジメチルホルムアミド
- 5 アセトニトリル
- 6 ギ酸
- 7 キシレン

別紙 5 葉山キャンパスで使用する日本産業衛生学会の許容濃度の勧告値または、ACGIH の TLV- TWA が 200 ppm 以下の物質

- 1 アセトン
- 2 アンモニア
- 3 一酸化炭素
- 4 塩酸 (塩化水素)
- 5 クロロホルム
- 6 酢酸
- 7 フェノール
- 8 フッ化水素
- 9 ホルムアルデヒド
- 10 メタノール
- 11 トリフルオロ酢酸
- 12 リン酸 (ナトリウム塩)
- 13 ホルムアミド
- 14 塩化アンモニア
- 15 アセトニトリル
- 16 トリクロロ酢酸
- 17 キシレン
- 18 ギ酸

別紙 6 別表第 1 に掲げる化学物質以外の化学物質のうち、葉山キャンパスで使用する物質

- 1 フェノール類
- 2 フッ素及びその化合物